平成２３年（フ）第１９７９号
札幌市白石区東札幌１条５丁目４番４―301号
債務者　金澤　チヨ
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９９６号
札幌市手稲区富丘２条３丁目13番８号　ヒューガウエスト201号
債務者　佐藤　ゆき（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２００６号
札幌市豊平区平岸３条12丁目２番７号　コーポはまなす205号
債務者　鈴木　健一
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０２０号
札幌市北区新琴似６条14丁目７番29号　グランビアＳＴ201号
債務者　奥山　敏恵（旧姓西野）
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０４０号
札幌市白石区川下３条７丁目１番26号　緑香ハイツＣ―202号
債務者　大石　佳恵
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０４８号
札幌市清田区清田２条１丁目３番25―410号
債務者　横田　裕道
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０５７号
札幌市白石区南郷通13丁目南１番13号　竹村マンション202号
債務者　福田麻衣子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０６４号
札幌市中央区北７条西22丁目３番24―101号
債務者　福澤　有美（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０６９号
北海道石狩市花川北３条３丁目４番地　公団住宅７―404
債務者　小林　裕子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０７５号
札幌市白石区南郷通21丁目南２番22―202号
債務者　柏木　仁美
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０８５号
札幌市東区北12条東９丁目１番２―504号
債務者　藤堂　　仁
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０９９号
北海道恵庭市恵み野北７丁目10番10
債務者　齊藤　芳恵
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１０６号
札幌市手稲区稲穂１条８丁目１番25―305号
債務者　傳寶未央子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１１４号
札幌市白石区本通17丁目北３番20―111号
債務者　千馬　敦子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１２０号
札幌市豊平区月寒東１条９丁目４番３―101号
債務者　工藤　明美
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１２９号
札幌市手稲区前田５条４丁目１番15号
債務者　東　　俊之
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１３６号
札幌市東区北23条東６丁目５番８―602号
債務者　信田　醇子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１４７号
札幌市豊平区美園９条４丁目１番20―301号
債務者　奥山　浩美
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部